

フェーズ0の審査項目及び審査基準

審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1 研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の5段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
2 農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3 研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4 研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ0が終了する段階でFS、PoCを実施することが可能な技術レベルに到達できる研究計画となっているか。		
5 事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6 研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点 SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点 「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点での「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

フェーズ1の審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。		
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ1が終了する段階でFS、PoCを通じた事業化に必要な技術的課題が明確となる計画になっているか。	各審査項目について、以下の5段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、また、事業化のロードマップは妥当で事業化の実現性があるか。 以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1)想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 (2)対象となる魅力的な市場の選定と深掘り (3)事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

フェーズ2の審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。		
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 フェーズ2が終了する段階で事業化に必要な技術的課題の大部分を解決（あるいは目途を立てる）するための適切かつ具体的な計画になっているか。	各審査項目について、以下の5段階で採点。 S:特に優れている A:優れている B:ふつう C:不十分である D:妥当でなく採択すべきでない	S: 8点 A: 6点 B: 4点 C: 2点 D: 0点
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、また事業化のロードマップは明確かつ具体化されているか。 フェーズ2が終了する段階でVC等からの資金調達が可能なレベルまで到達する計画となっているか。 以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1)FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化 (2)FS、PoCを通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築 (3)事業モデルを踏まえた知財戦略の確立 (4)成長性が期待できる市場とその規模の把握		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	みどりの食料システム法に関するもの	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。みどりの食料システム法。）に基づき「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	連結型の指定補助金等（フェーズ2限定）	指定補助金等の交付等に関する指針（令和6年6月4日閣議決定）の別表に掲げる指定補助金等（ただし本プログラムは除く）におけるフェーズ1を令和7年度末に終了する研究課題であって、本プログラムの研究開発テーマに合致する等の公募要領の要件を満たすもの	該当／非該当	該当：4点
加点	スマート農業技術活用促進法に関するもの	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。スマート農業技術活用促進法。）第13条第4項に基づく開発供給実施計画の認定を受けており、かつ提案書の内容が当該開発供給実施計画に即している研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

※加点は最大合計で4点までとする。

事業化準備フェーズの審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。		
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性、実現性	研究開発目標は明確かつ妥当で実現性があるか、また、目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。 事業化準備フェーズが終了する段階でPMFのために必要な、開発技術・製品等の事業化に向けた準備が完了するための適切かつ具体的な計画になっているか。	各審査項目について、以下の5段階で採点。 S : 特に優れている A : 優れている B : ふつう C : 不十分である D : 妥当でなく採択すべきでない	S : 8点 A : 6点 B : 4点 C : 2点 D : 0点
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性、事業化の実現性	事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、またPMFを目指した取組として事業化のロードマップは妥当であり、計画通り実施することで事業の開始準備が完了できそうか。 以下の項目（前フェーズの達成目標）について全て満たしているか。 (1) 事業化に必要な研究開発（技術改良等）の完了 (2) 事業実施体制（法人設立を含む）の確立 (3) 具体的な事業計画の策定 (4) 具体的な顧客の選定 (5) ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加点	SAC候補者の有無【SAC候補者を配置して応募する研究課題のみ】	審査の結果、SAC候補者としての適性が確認された者がいるか。	該当／非該当	該当：2点
加点	みどりの食料システム法に関するもの	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。みどりの食料システム法。）に基づき「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	スマート農業技術活用促進法に関するもの	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。スマート農業技術活用促進法。）第13条第4項に基づく開発供給実施計画の認定を受けており、かつ提案書の内容が当該開発供給実施計画に即している研究課題	該当／非該当	該当：2点
加点	「知」の集積と活用の場等による取組	応募時点で「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームの構成員であり、当該プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動について承認されている場合。	該当／非該当	該当：2点

※加点は最大合計で4点までとする。

(別添) 各フェーズの達成目標

	研究開発の達成目標	事業化の取組の達成目標
フェーズ0	革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、FSやPoCを実施できる技術レベル）	<p>以下の項目をすべて満たすこと。</p> <p>(1)想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定 (2)対象となる魅力的な市場の選定と深掘り (3)事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立て上げ、資金調達、事業開始など）の設定</p>
フェーズ1	FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化	<p>以下の項目をすべて満たすこと。</p> <p>(1)FS、PoCを通じた有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築 (2)事業モデルを踏まえた知財戦略の確立 (3)成長性が期待できる市場とその規模の把握</p>
フェーズ2	事業化に必要な研究開発（技術改良等）の完了	<p>以下の項目をすべて満たすこと。</p> <p>(1)事業実施体制（法人設立（※1）を含む）の確立 (2)具体的な事業計画の策定 (3)具体的な顧客の選定 (4)ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得</p>
事業化準備フェーズ	PMF（※2）のために実施する、開発技術・製品等の事業化に向けた準備（技術改良等）の完了	研究開発成果を基にした事業の開始準備完了

(※1) 法人設立の「法人」とは「株式会社」のことをいう。

(※2) Product Market Fit : 顧客の課題を満足させる製品・サービス等を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態をいう。